

歩道橋に名前を付けませんか

ネーミングライツ(命名権)のパートナーを募集中



対象物

大志歩道橋(大志2丁目・大江3丁目)

契約期間

3～5年間

料金

年200,000円以上

申し込み

7月31日(水)(必着)までに応募書類を持参または郵送

募集要項など詳しくは、

ID 1019956をご確認ください

【問】建設総務課 ☎(28)8628

プレミアム付商品券事業

対象となる方に **購入引換券**
申請書など **案内**を送付します

令和元年度の市民税が非課税であると思われる方
※市民税を課税されている方の扶養親族や生活保護受給者などを除く

7月下旬に「申請書」を送付します。

平成28年4月2日～令和元年9月30日に生まれた子のいる世帯の世帯主

9月上旬から順次「購入引換券」を送付します。

商品券について詳しくは
ID 1028999をご確認ください



【問】商工観光課 ☎(28)9130

避難情報に

警戒レベル

を付記します

風水害のときの
とるべき行動を
明確に

ID 1029540

市が発表する「避難指示」「避難勧告」といった避難情報に、5段階の「警戒レベル」を追加し、**危険度**と**とるべき行動**を分かりやすくします。

警戒レベル (洪水・土砂災害)	とるべき行動	行動を促す情報
高 5	命を守る 最善の行動	災害発生情報
4	避難	避難勧告・ 避難指示(緊急)
3	高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	避難行動の確認	注意報
低 1	心構えを高める	早期注意情報 (警報級の可能性)

警戒レベル**3****4**が

発令された地域の方は、

速やかに避難してください



【問】危機管理課 ☎(28)8959



65歳以上
の方へ

介護保険料納入通知書を送付します

介護保険制度は、国や自治体の負担金と皆さんの保険料で支えられています。保険料は、市民税の税額決定後に算出し、本人や世帯員の市民税の課税状況や、本人の合計所得金額などによって12段階に分けられます。今年度は、低所得者（第1～3段階）の保険料が軽減される予定です。詳しくは、7月中に送付する介護保険料納入通知書をご確認ください。



介護という問題を社会全体で支えるため

保険料は納め忘れないようにお願いします

介護保険料の納付方法は原則、特別徴収（年金からの天引き）です。

特別徴収の方

7月下旬までに送付する「介護保険料納入通知書兼特別徴収額決定通知書」をご確認ください。

特別徴収ができない方

7月中旬までに「納入通知書（介護保険料額決定通知書）」を送付しますので、同封の納付書で納期限までに納付してください。口座振替の場合は、納期限に指定の口座から引き落とします。

第1期の納期限

7月31日(水)

※年度途中で特別徴収に替わる際は、通知書でお知らせします。

介護サービスを利用する方へ

介護保険負担割合証を送付します

右の対象の方に、自己負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。介護サービスを利用する際に「介護保険被保険者証」と共に提示してください。

対象

▽要介護・要支援認定者
▽あんしん介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）のうち、介護予防・生活支援サービス事業を利用する方

自己負担割合（1～3割）

次に該当する方は **3割負担**

本人の合計所得金額 **220万円以上** かつ 同一世帯の65歳以上の方（第1号被保険者）の「年金収入+その他の合計所得金額」 **463万円以上**（単身世帯は340万円以上）

次に該当する方は **2割負担**（3割負担に該当する方を除く）

本人の合計所得金額 **160万円以上** かつ 同一世帯の65歳以上の方（第1号被保険者）の「年金収入+その他の合計所得金額」 **346万円以上**（単身世帯は280万円以上）

※所得・収入は平成30年中の金額。上記に該当しない方、40～64歳の方（第2号被保険者）、市民税非課税者、生活保護受給者は1割負担

7月中旬交付分から
クリーム色に変更します

高齢者の皆さんへ 在宅福祉サービスなどのご利用を

市では在宅福祉サービスとして、日常生活に支援が必要な高齢者に、介護予防・生活支援のためのサービスを提供しています。

ID 1010613

【問】高年福祉課 ☎(28)9021

1人暮らしの方など

緊急連絡通報システム※1

対象／おおむね65歳以上の1人暮らしの方
内容／病気や緊急時に民間の受付センターに通報できる機器を貸し出し

配食サービス(1食250円)※1 ※2

対象／おおむね65歳以上の1人暮らしの方
内容／昼食を配り安否確認

日常生活用具給付※1

対象／おおむね65歳以上の1人暮らしで、市民税非課税世帯の方
内容／住宅用火災警報器・電磁調理器・自動消火器を支給

寝たきりの方

ねたきり老人等見舞金支給(月3,000円)

対象／要介護4・5と認定された方(特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院に入所している方を除く)

寝具洗濯乾燥※1

対象／おおむね65歳以上の寝たきり・1人暮らしの方
回数／布団・毛布各2枚以内で年4回

訪問理美容サービス※2

対象／おおむね65歳以上の寝たきりの方
利用料／1回1,020円(利用券を年6枚交付)

介護が必要な高齢者の家族

家族介護用品給付

対象／市民税非課税世帯で要介護4・5と認定された方を在宅で介護している家族
内容／年6万円相当分の医薬品引換券または介護用品を支給

認知症高齢者捜索支援サービス(月370円)※2

対象／認知症などの症状により道に迷う可能性のある高齢者を在宅で介護している家族
内容／早期発見できる専用端末を貸し出し

その他の福祉サービス

福祉タクシー料金助成

対象／90歳以上の方
内容／普通・リフト付きタクシー初乗り運賃分の利用券を年30枚交付
利用方法／介護保険証などの本人確認ができる物を提示の上、利用券を提出(年度の途中で申請した方は、申請月以降の利用券を交付)

「愛の杖」の給付

対象／おおむね65歳以上の歩行が不自由な方

シルバー無料入浴券(年1人1冊、18枚つづり)

対象／65歳以上の方

シルバー優待証明カード(指定施設の利用料の優待)

対象／65歳以上の方

※1は対象に、病弱な高齢者世帯を含む。※2は、年度途中で金額を改定する場合あり

在宅医療について ご相談ください

ID 1012384

高齢者が自宅で療養する場合に、訪問診療や訪問看護に対する相談に応じています。

▽地域包括支援センター(17☎参照)

▽高年福祉課(☎(28)9151)

老人いきいの家などの 福祉施設のご利用を

ID 1001015

利用方法／介護保険証などの本人確認ができる物を持参の上、各福祉施設で利用券の申し込みが必要(2回目以降は利用券を提示)

※浴室利用は1回100円

おでかけ広場のご利用を

ID 1014563

「おでかけ広場」は、地域の皆さんが気軽に集まって交流できる場所です。健康づくりなど、さまざまな活動を行っています。

開催日時・活動内容・申し込みなどは各広場で異なります。詳しくは、お尋ねください。本庁舎高年福祉課、尾西・木曾川庁舎、出張所などでマップなども配布しています。



認知症初期集中支援チームのご活用を

ID 1011748

専門知識を持つ看護師・精神保健福祉士などが、認知症またはその疑いのある方・家族を訪問し、一緒に解決策を考えます。必要に応じて認知症の専門知識を持つ医師の訪問も行います。

対象／市内在住の40歳以上で自宅で生活し、認知症の疑いのある方、または認知症で次のいずれかに該当する方

- ①認知症疾患の診断を受けていない
- ②認知症疾患の臨床診断を受けたが、医療・介護サービスを受けていない、または中断している
- ③サービスを受けているが認知症による症状が強く、どのように対応したらよいか困っている

問い合わせ／認知症初期集中支援センターいまいせ ☎(80)0506

地域包括支援センターのご利用を

ID 1001018

高齢者に関する総合的な相談に応じています。

▽宮西・貴船・大志＝まちなか ☎(85)8672 ▽神山・今伊勢町・奥町＝やすらぎ ☎(61)3350

▽向山・富士・丹陽町・千秋町＝ちあき ☎(81)1711 ▽西成・浅井町＝アウン ☎(51)1384

▽葉栗・北方町・木曾川町＝コムネックスみつほ ☎(86)5333

▽大和町・萩原町＝萩の里 ☎(67)3633

▽起・小信中島・三条・大徳・朝日・開明＝泰玄会 ☎(61)8273

ふれあいクラブのご利用を

おおむね60歳以上の方が対象で、談話やカラオケなどの娯楽・趣味を通して交流できます。

▽千秋楽々会（千秋町塩尻751）

▽ふれあいルームサロンこじま（音羽2丁目9-31）

▽春明いこいの館さわやか会（春明字河戸59）



後期高齢者医療に加入している方へ

ID 1000978

保険料通知書を7月中旬に送付します

今年度から、職場の健康保険などの被扶養者であった方の均等割額の5割の軽減措置は、加入から2年間となります。

またこれまで9割軽減の対象であった方については、今年度から8割軽減に変更となります。8.5割軽減の方より低い割合となりますが、その分、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の負担軽減の強化など、低所得者への社会保障の充実策が10月から実施されます。

※6月1日以降に75歳になった方には、8月以降にお知らせします。

● 今年度の保険料

所得割率 8.76%

均等割 45,379円

限度額 620,000円

新しい保険証を7月下旬に送付します

現在お持ちの後期高齢者医療制度の保険証は、7月31日(水)で有効期限が切れ、使用できなくなります。新しい保険証を簡易書留郵便で送付します。有効期限は令和2年7月31日です。



【問】保険年金課 ☎(28)8985

国民健康保険に加入している方へ

国民健康保険税の納税通知書 7月中旬に送付 ID 1013842

「納税通知書」と「第1～8期分の納付書（口座振替・年金天引きの方を除く）」を送付します。年度途中で納付額が変わる世帯には「税額変更のお知らせ」と「変更後の新しい納付書（納期限を過ぎていない分に限る）」を送付します。

年金天引きの方で、確実な納付を約束できる場合は、7月31日(水)までに申請すると、10月天引き分から口座振替に変更できます。

軽減・減免制度のご案内

軽減制度 ID 1000960

会社の倒産・解雇・雇止めなどにより離職した方

申告すると、税額の軽減を受けられる場合があります。詳しくは、お尋ねください。

減免制度 ID 1000962

前年所得が250万円以下で、本年中所得が半分以下に減少する方など

申請すると、税額が減免される場合があります。納付前にご相談ください。

※旧被扶養者の減免制度が変更になり、減免期間が国保資格取得日から2年間で終了になります。(制度変更前から旧被扶養者減免を受けていた方についても同様です)

【問】保険年金課 ☎(28)9012

高齢受給者証を送付します ID 1015116

70～74歳の方へ

現在の受給者証は、7月31日(水)で有効期限が切れ、使用できなくなります。新しい受給者証(薄いだいたい色)を7月中に送付します。有効期限の切れた受給者証は個人情報を読み取られないよう、細かく切って処分してください。

【問】保険年金課 ☎(28)9011

特定健診を受診できます ID 1001237

4月以降、国民健康保険に加入した方へ

次に該当する方は、特定健康診査を受けられます(受診期限は10月31日(木))。希望する方は、お早めにご連絡ください。

対象／昭和55年3月31日以前生まれで、平成31年4月2日以降に資格を取得し、8月30日(金)までに資格取得届を提出した方

【問】保険年金課 ☎(28)8669

ID 1013330

後期高齢者福祉医療費受給者証の更新手続きをお忘れなく

お持ちの受給者証の有効期限が令和元(平成31)年7月31日(水)の方は、更新手続きが必要です。6月に対象者へ更新申請書を送付しましたので、必要事項を記入の上、ご返送ください。引き続き該当する方には、新しい受給者証を7月下旬に送付します。

【問】保険年金課 ☎(28)9013

ID 1013330

母子・父子家庭等医療費受給者証を新たに送付します

児童扶養手当・遺児手当の制度改正に伴い、有効期限が延長された期間(8月～10月)の受給者証を7月下旬に送付します。なお対象者への更新申請書の送付は、9月下旬を予定しています。

国民年金 保険料

免除申請を7月から受け付けます

7月～令和2年6月分の国民年金保険料の免除申請を、7月1日(月)から受け付けます。保険料の納付が困難で、免除を希望する方は申請してください（継続申請が認められた方を除く）。

免除制度には、月額保険料の全額または一部が免除される区分があります。また納付が猶予される場合もあります。

対象／自営業者など第1号被保険者で所得が少ない方（申請者本人・配偶者・世帯主の平成30年中の所得が基準以下）または失業・天災などにより納付が困難な方
※納付猶予制度は50歳未満の方が対象で、世帯主の所得要件なし

免除の場合

- ◆ 老齢基礎年金 ————— 反映あり
(納付猶予は反映なし)
- ◆ 受給資格期間 ————— 通算あり
- ◆ 障害・遺族年金の受給資格
————— 納付した場合と同様の扱い
- ◆ 追納できる期間 ————— 10年

未納の場合

- ◆ 老齢基礎年金 ————— 反映なし
- ◆ 受給資格期間 ————— 通算なし
- ◆ 障害・遺族年金の受給資格
————— 資格を失う場合あり
- ◆ 追納できる期間 ————— 2年



納付が困難な場合はご相談ください。

【問】 保険年金課 ☎(28)9014

募集

介護予防川柳

～ 転ばぬ先の健脚のススメ～

ID 1014629 応募用紙ダウンロード可

あなたが、転ばない体づくりのために取り組んでいることを「転ばぬ先の健脚のススメ」をテーマに、ユーモアの効いた川柳にしてください。

応募方法／7月1日(月)～8月9日(金)(必着)に応募用紙を持参または郵送・ファクス・電子メール(1人2作品まで)

応募用紙／本庁舎高年福祉課、尾西・木曾川庁舎、出張所などでも配布

※10月17日(木)開催の「元気はつらつ介護予防フェスタ」で表彰。

作品は自作で未発表の物に限る。作品の著作権は一宮市に帰属

【問】 高年福祉課 ☎(28)9151





一宮市は、市制施行100周年を迎える2021(令和3)年4月の中核市移行を目指しています。今月号から、中核市に関するいろいろな情報を紹介します。

第1回 中核市とは？

中核市とは、国の指定を受け、県の仕事の多くを行う、人口20万人以上の都市のことです。規模や能力の比較的大きい市が事務権限を拡大し、住民に身近なところで行政サービスを提供できるよう、大都市制度の一つとして地方自治法で定められています。

一宮市も、中核市移行によって移譲される事務権限を活用し、実情に合ったより質の高い行政サービスの提供を実現します。



近隣では…
豊田市・豊橋市
岡崎市・岐阜市
尾張地域では
一宮市が初！

小

事務権限(できること)

大

【問】中核市移行推進課 ☎(85)7003

地域づくり協議会 活動だより 52

～ 千秋町連区編 ～

千秋町連区地域づくり協議会は発足して、今年で9年目を迎えました。協議会は地域で各種共同活動を行い、地域住民の共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努め、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的としています。

交流の場の一つ目は、千秋公民館です。「盆踊り大会(7月)」「鮎つかみ大会(8月)」「もちつき大会(12月)」など、地域住民が交流できる場を提供しています。近くの田んぼでは「うなぎつかみ大会(6月)」を開催し、多くの子どもたちの元気な姿が見られます。11月の文化展では、絵画・書・写真・手芸などを1,000点ほど展示し、ミニコンサートも開催しました。

二つ目は、いちい信金スポーツセンターです。

11月には老人クラブ主催の世代間交流事業「皆で歩こう会」が開催されました。230人ほどが参加し、3kmと5kmのコースにチャレンジしています。また「秋の桜守ワーク」として、子ども会を中心に350人ほどが参加して清掃活動を行い、今年も桜が見事に咲きました。

これらの催しや活動は、当協議会ウェブサイトですぐ紹介しています。ぜひ、ご覧ください。



▲うなぎつかみ大会

【問】市民協働課 ☎(28)8954

Stop! 不法投棄

ごみは決められたルールに従って処理をしなければなりません。しかし一部のモラルのない人によって、集積場所や道路などに不法投棄が行われています。

特にエアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の不法投棄が目立ちます。これらは家電リサイクル法に基づきリサイクルをすることが義務付けられていますので、適切な処分をお願いします。

家電4品目は正しく処分を!



購入した店・買い替え先の店に引き取りを依頼

家電4品目の処分方法について詳しくは、
ID 1001763 をご確認ください

【問】環境センター ☎(45)7004

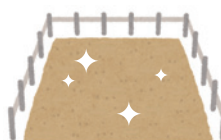
不法投棄への対策

▼市の巡回パトロール

▼市民の皆さんの監視



所有地を適正に管理しましょう!



草刈り
ごみ拾い
柵の設置など

いちのみや あれこれ

～鈴木八郎 生涯を 瀬戸焼にささげた陶工～

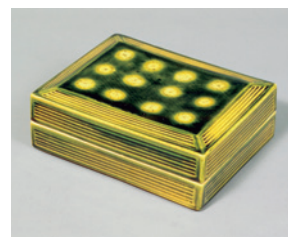
鈴木八郎（1915～2005）は瀬戸市出身の陶工で、一宮市の文化団体の会長を務めていた実業家・森傳吉や妙興寺の河野宗寛老師と交流があり一宮市と縁が深いことから、博物館では多くの作品を所蔵しています。

20歳から陶芸の修行を始めた八郎は、やがて工芸家・藤井達吉が小原村に開いた「芸術村」の一員となり、野山の草花の写生などを通じて達吉から多くのことを学びました。戦後「織部花文陶管」（写真）などにより日展に連続で入選すると、毎年、力作を発表していきました。

1973（昭和48）年にばい煙の排出禁止によりガス窯に移行すると、八郎は陶壁などの大作を制作するようになりましたが、物足りなさを覚えるようになります。そこで先人の焼

き物に向き合う決意をし、苦労の末「古瀬戸文様手控帳」を出版。また支援者の協力により豊田の山里に耐火れんがを用いて「穴窯」を造りました。ここで試行錯誤を繰り返して、幻の名品といわれる「兔毫蓋」（細かい縦筋があることから日本名は「木目」）などを生み出しました。

博物館では、特集展示「鈴木八郎 陶芸の世界」（30頁参照）を、7月2日（火）～10月6日（日）に開催します。瀬戸焼に独自の世界を生み出した、陶工の名品の数々をお楽しみください。



▲「織部花文陶管」

【問】博物館 ☎(46)3215

リバーサイドフェスティバル 写生画コンクールの入賞者が決定

【問】公園緑地課 ☎(28)8636
ID 1024569

コンクールに、49点の応募があり、次の皆さんが入賞しました。表彰式は7月6日(土)の午前10時からツインアーチ138エントランスホールで行います。入賞作品は7月6日(土)~31日(水)にツインアーチ138展望階に展示します。



(敬称略)

- ▽市長賞 後藤笑美=写真=(今伊勢中2年)
- ▽国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長賞 柳田夏歩(今伊勢小1年)
- ▽市議会議長賞 丹下結雅(名古屋大学教育学部附属中3年)
- ▽市教育委員会賞 柳田隼弥(今伊勢小4年)
- ▽木曾三川公園管理センター長賞 矢口舞(木曾川中1年)

第7次総合計画の進み具合を測る 指標の推移などを公表

【問】政策課 ☎(28)8952
ID 1026379

市では、第7次一宮市総合計画の進み具合を測るために「成果指標」「市民の体感指標」を調査しました。調査で行った市民アンケートの結果と併せて公表します。内容は、市ウェブサイト、市資料コーナー(市役所本庁舎1階、尾西・木曾川庁舎1階)、市立図書館(中央・尾西・玉堂記念木曾川)で閲覧できます。

ふるさと融資制度のご利用を

【問】政策課 ☎(28)8952
ID 1002694

市では、ふるさと財団の協力により、法人の民間事業者に、無利子融資を行っています。

対象事業／次の全てに該当する事業①公益性・事業採算性などの観点から行われる②1人以上の新規雇用が見込まれる③設備投資総額が1,000万円以上(用地取得費を除く)④用地取得などの契約後5年以内に事業の営業開始が行われる⑤市の総合計画など諸計画に整合する

児童扶養手当・遺児手当の 支給月などが変更

【問】子育て支援課 ☎(28)9023
ID 1029464

11月から、児童扶養手当・遺児手当(県・市)の支給月が奇数月(2カ月ごと)に変わります。また所得制限による手当額の更新月は8月から11月(1月支給分)に変わります。
※現況届・所得状況届の受付期間は8月のままで変更なし

児童扶養手当証書の有効期限を変更

有効期限が10月末までの新しい証書を、8月上旬に送付します。

幼稚園就園奨励費を支給

【問】保育課 ☎(28)9024
ID 1001399

対象／市内在住で、市外を含む私立幼稚園(新制度園を除く)に満3~5歳児を通園させており、生活保護または平成31年度市民税所得割課税額が基準額以下の世帯(市民税無申告世帯を除く。複数の扶養義務者に所得割がある場合は合計額)

※基準額以上の世帯でも、園児の兄・姉の人数によって対象となる場合あり

申請／7月19日(金)までに「保育料等減免措置に関する調書」を幼稚園。調書は6月下旬に幼稚園を通じて配布

事業所内保育施設の設置者の方へ

認可外保育施設設置届の提出を

【問】保育課 ☎(28)9024
ID 1029355

児童福祉法の改正により7月から、従業員の子どもだけを受け入れしている事業所内保育施設についても、認可外保育施設設置届の提出が必要になります。

また10月からの幼児教育・保育無償化の対象となるには、9月末までに認可外保育施設設置届の提出が必要です。様式など詳しくは、お尋ねください。



長寿を祝う金婚記念祝賀式

～8月14日までに申し込みを～

【問】高年福祉課 ☎(28)9021

ID 1000992



10月29日(火)に総合体育館いちい信金アリーナAで開催します。

対象／1月1日現在、一宮市住民基本台帳に記録されており、引き続き市内に在住する次に該当する夫婦
▽昭和44年に結婚した
▽昭和43年以前に結婚したが、やむを得ない理由により申請していない

申し込み／8月14日(水)までに本庁舎高年福祉課、尾西庁舎窓口課、木曾川庁舎総務窓口課、出張所

※当日送迎バスあり【要予約。平島公園野球場、一宮駅、いちい信金スポーツセンター（県一宮総合運動場）、尾西庁舎、尾西南部生涯学習センター、木曾川体育館発着】

介護保険地域密着型サービス事業者を募集

【問】介護保険課 ☎(85)7017

ID 1029480 応募書類ダウンロード可

対象／定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できる事業者

申し込み／7月1日(月)～8月23日(金)に、応募書類を本庁舎介護保険課。応募書類は介護保険課でも配布

弁護士による多重債務者無料相談会

【問】商工観光課 ☎(28)9148

ID 1024390

日時／7月18日(木) 午前9時～午後4時

会場／本庁舎商工観光課

対象／市内在住の方

定員／8人(先着。1人40分)

申し込み／7月1日(月)～16日(火)に電話で商工観光課



市が管理する防犯カメラ



警察からの照会による映像提供情報を公表します

ID 1025110

対象

以下の全てに該当する防犯カメラ
▽市が管理している ▽防犯目的
▽録画機能を有する
▽不特定多数の人が出入り可能な場所を撮影

※防犯カメラの画像や知り得た情報は、原則、第三者に提供していません。

※警察への提供は、犯罪捜査の目的で文書による要請を受けた場合に提供しています。

警察からの要請で、市から提供した件数

連 区	件 数		
	平成28年度	29年度	30年度
宮西・貴船・神山・大志・向山・富士	10	16	25
西成・千秋町	1	0	1
今伊勢町・奥町・起・小信中島・三条・大徳・朝日・開明	7	6	8
丹陽町・大和町・萩原町	0	11	24
葉栗・浅井町・北方町・木曾川町	5	13	8
合 計	23	46	66

【問】市民協働課 ☎(28)8671